

最近の資本蓄積と低賃金構造（下）

戸 木 田 嘉 久

問題提起

- 一 労働力「不足」と規模別賃金格差「縮少」の意味
 - A 労働力「不足」の実質
 - B 企業規模別の賃金格差「縮少」の意味
 - 二 相対的過剰人口の析出と累積
 - A 相対的過剰人口の「反捲」と沈下傾向
 - B 労働者家族の賃労働者化（以上前号）
 - C 小生産・小営業の分解と賃労働者化（以下本号）
 - D 家族多就業とその階層性
 - 三 低賃金構造の再編成とその方向
 - A 労働力「不足」問題の位置
 - B 低賃金基盤の再編成
 - C 低賃金機構の再編成
- 結びにかえて

C 小生産・小営業の分解と賃労働者化

(1)資本主義的な生産の発展と資本の急速な蓄積は、労働者家族のなからたえず産業予備軍を析出し、その賃労働者化をおしすすめているだけではない。さらに小生産・小営業の階層分解をすすめ、その業主と家族をますます広い範囲で賃労働の場にひきだしている。ここでは、ながく日本の賃労働給源として位置づけられてきた、農業を中心にそれをもてみることにしよう。

(2)戦後の日本農業は、農地改革による半封建的な地主的土地所有の基本的な解体、広汎な自作農的土地所有の確立を基礎とし、対米従属のもとでの国家独占資本主義の再編・強化を背景として、一定の生産力の発展を達成した。しかしながら、農民の経営と生活は、資本主義に包摂された小農経済・零細農耕が一般的に背負わされる農工間の不均等発展にくわえて、米日独占による農工間の不等価交換拡大を基軸とした多様な搾取と収奪の強化、さらには社会的強制をともなった都市的生活様式の普及などによって、破綻の度を深めている。

このような条件のもとで、農民層の分解は急速にすすみつつある。すなわち、一方では、極く限られた一群の農家が、経営耕地の拡大ないし集約化によって商品生産規模を拡大し、資本装備を充実して土地および労働の生産力を高め、農業・農業外での賃労働搾取を強めて、幸じて富農的上向をとげつつある。そして他方に、大多数の農民経営は、前述の庄迫条件によって農民層分解の基軸がたえず上向するもとで、小農範疇からのたえざる離脱・零落化をよぎなくされ、零細な耕地にしがみついたまま生計補充のための兼業賃労働、出稼日雇労働をよぎなくされている⁽¹⁾。

かくて最近数年間には、年々五〇万から八〇万におよぶ大量の働き手が農業から離脱しており、しかもその流

第14表 世帯上の地位別農漁業流出者数 (単位=1,000人)

	流出者 総数	経営主	あととり	その他 家族	構成比		
					経営主	あととり	その他 家族
1958	514.5	11.3	67.3	429.1	2.2%	13.1%	84.7%
59	622.8	21.4	93.2	497.2	3.4	15.0	79.8
60	689.0	28.3	114.7	538.3	4.1	16.6	79.3
61	746.7	47.6	133.5	554.6	6.4	17.9	74.3
62	859.1	45.2	148.2	657.5	5.8	17.7	76.5

〔註〕 農林省「農村漁家就業動向調査報告」

第15表 専業・兼業別農家数(全国)

年 月	総 数	専 業	兼 業		
			総 数	第 1 種	第 2 種
1960. 2月	6,008千戸	34.2%	65.8%	33.7%	32.1%
60. 12	5,975	30.9	69.1	31.5	37.6
61. 12	5,923	27.3	72.7	32.3	40.4
62. 12	5,875	25.7	74.3	33.4	40.9

〔註〕 農林省「農業調査」, 1960. 2月は世界農業センサス

出は、二、三男から跡取りへ、さらに経営主にまで急速に拡大し、日本農業は制度的に解体の様相さえみせはじめている(第14表)。

(3)このように農民とその家族は、破壊的な勢いで賃労働分野へ流出しつつあるが、そこで注目されるのは、年率5%を超える農業人口の流出にもかかわらず、農家戸数の減少は一九六二年までの最近三ヶ年をとってみても年率〇・七%にとどまり、けつきよく第二種兼業農家がいちじるしく増大する結果となっていることである(第15表)。しかも流出が跡取りから経営主まで拡大されるなかで、全流出者のうち「農家に住みながら、非農業に就職する」形態での

流出が、一九五八年の二八%から、六二年には四六%に達している。⁽²⁾

兼業農家が、農業以外の賃労働者になっても、なおかつ何らかの方法で「労働集約」的な零細農耕に執着せざるをえないのはなぜだろうか。その理由は、はっきりしている。零細農耕によっても、また賃労働によっても、そのいずれか一方だけでは、滔々として新しい高度の生活様式が強制されてくるもとで、とうてい生活を維持し、労働力を再生産することはできないからである。つまり、都市の労働者世帯でさえ、その労働力の再生産のためには、いわゆる家族多就業形態をとらざるをえないような日本の低賃金水準と不十分な社会保障制度のもとでは、零落させられた農民は、自分は兼業賃労働者となり、主婦や老人を農業に就業させる一種の多就業形態をとらざるをえないことである。⁽³⁾しかも、子弟にしる業主にしる、兼業賃労働としての流出は、中小企業、商店の住込み労働者、人夫・日雇など、いわゆる低賃金部門に傾斜せざるをえなかったし(第16表)、最近では、季節出稼・人夫日雇としての流出がさらに目立ってきている(第17表)。このような兼業賃労働のおかれている客観的な諸条件のゆえに、農家は零細な土地をいっそう強く、最後のぎりぎりまで死守せざるをえない。

(3)とところで、こうした資本制生産の発展にとまらぬ農民層分解、兼業賃労働者化は、戦後の日本の低賃金を、どのように規定してきたであろうか。もちろん、戦後の日本農業は、労働者階級が就業人口の過半数を超える現在では、戦前の日本農業が、その半封建的な高率小作料と半隷農的生活水準によって、植民地以下の低賃金を規定したような決定的な意味を、戦後の賃金にたいしとうぜんもちえないであろう。しかし、農業制度の事実上の解体ともいふべき事態を背景に、資本主義生産の急激な発展とともに広汎に析出されつつある兼業賃労働が、いぜんとして日本の低賃金の重要な基盤として位置づけられることだけはたしかである。

第16表 出身地別産業規模別就業者の状況
(1953年, 神奈川県, 男子中卒 ※)

企業規模	製 造 業		商 業	
	市部出身者	郡部出身者	市部出身者	郡部出身者
1~9人	8.4	20.5	47.1	58.9
10~29人	17.1	31.8	28.3	29.0
30~99人	22.1	25.6	16.1	10.4
100~199人	5.9	6.7	6.9	2.5
200人以上	46.5	15.4	1.6	1.2
計	100.0	100.0	100.0	100.0
実 数	3,139人	779人	642人	511人

(註) 東畑精一, 宇野弘蔵「日本資本主義と農業」 p. 187.

第17表 農林漁業世帯員のやとわれ兼業種類別従事者数
(1,000人)

	総 数	恒常的勤務者	季節出稼	人夫・日雇
1960. 2月	4,105	2,826	179	1,099
1961. 12	5,042	3,263	186	1,594
1962. 12	5,333	3,325	351	1,657
増減率 62/60	+29.9%	+17.7%	+96.1%	+50.9%

(註) 農林省「農業調査」

ここでは、その全面的な論証はできないけれども、一つの具体例として、最近のK製鉄千葉工場における作業請負労働者(社外工)と周辺農村とのつながりについてふれておこう。同工場の労働力構成も他の鉄鋼独占とおなじく、一九五三年以降における社外工のいちじるしい増大を反映し、一九六三年末には、全労働者数一八、一五五名のうち親企業労働者は六六・二%、残り三三・八%は作業請負企業の常用工、臨時日雇という状態である。だが、両者の労働市場は全く対照的であり、親企

業労働者が職安經由で全国にまたがる開放的市場を形成するのにたいし（一九六二年一月―七月就職者は、一〇〇%職安經由）、作業請負労働者の約九〇%までが、本工の紹介により県内を給源としている。しかもその前職別構成では農業出身者・兼業賃労働者が、作業請負の常用工で三三・一%（工員四四・七%、人夫・日雇六・〇%）、おなじく臨時日雇では八三・三%（人夫日雇五・六%、工員四・八%）にのぼっており、鉄鋼独占による段階的な低賃金利用と農民層分解・兼業賃労働化との不可欠な対応関係が把握される。⁽⁴⁾

(4)経済の「高度成長」が不可避的にひきおこしつつある小生産の階層分解、その業主と家族の賃労働者化を、農業を中心に検討してきたが、そこにあらわれている事態は、基本的に都市の手工業や自営商業にも貫徹していると考えてよい。総理府「就業構造基本調査」（一九六二年）によると、自営業主（但し農業を含む）八八六万人の年間平均所得はわずか二八万円、年間二四万円以下層が五五%を占めており、（雇用労働者二、三四三万人の平均所得は二九万円、二四万円以下は五一%）、都市自営業者の多くもまた、本人または家族の賃労働者化をよぎなくされるような条件下にあると推定される。事実、「就業構造基本調査」によると、第三次産業では、一九五九年から六二年にかけて業主一九万六千の減、家族従業者九万の増加、差引き一〇万六千人の減という数値が記録されている。しかも、おそらくここでも、農業のばあいと同じ理由によって、事実上解体にひんした自営業にあくまでみつきながら、兼業賃労働の形態でいわゆる「三ちゃん農業」式の家族多就業体制がとられているものと考えられる。そのことは、前述したように最近四年間に第三次産業で業主が約十九万減じたのに、第三次産業における自営業のすくなくとも六割以上を占めるとみられる「卸・小売業」で（一九六〇年、国勢調査による）、一―四人の零細企業数が一九六〇年から六二年の間に約二万二千しか減少していないことによっても推定される。ともあ

れ、資本主義生産の急激な発展は、この面でも低賃金労働の基盤を拡大しつつある。

(1) 農民層分解の詳細な分析は、大藪輝雄「現段階における農民層分解の特質」立命館経済学第十二卷第五・六号参照。

(2) 一九六四年「経済白書」六九―七〇頁。

(3) 井上晴丸教授は、農民が賃労働者となりながら、耕地を手離さぬ理由をつぎのように説明しておられる。「兼業農家が農外の賃金労働者になっても土地を手放さない一つの要因は、わが国の賃金水準の社会的変化に対応していないこと、雇用が不安定であること、社会保障の貧困によって生活が不安定なことなどである」。井上晴丸「現段階における日本農業」・北京シンポジウム紙上参加論文・京都民科経済部会ニュース第一号。

(4) なお、念のため補足すれば、農業出身者を耕作反別にみると、作業請負常用工では三反―十反層に集中しているにたいし、作業請負日雇では五反―十五反層に集中している。前者はその耕作反別からして賃労働者化の程度を深めざるをえず、後者はおなじ理由から相対的に兼業的性格が強いわけであろう。以上の統計数字は、芳村明ほか四氏の「製鉄業における作業請負の構造と機能」（一九六四年社会政策学会秋季大会報告）による。

D 家族多就業とその階層性

(1) 資本の高度蓄積過程が、資本主義企業部門でどのように相対的過剰人口を析出しつつあるか、さらに労働者世帯・農家世帯・都市自営業世帯のなかで、どのように一家総働きの体制がつづられつつあるかを明らかにしてきた。現在の日本の低賃金が、「白書」一式の論理と現状分析が予定しているように、そう簡単に解消されないことを示すためである。

だが、低賃金がたえず再生産されるメカニズムの分析としては、これだけでは充分ではない。私たちは、さらに、労働者階級の世帯にしる、小生産・小営業の世帯にしる、資本主義生産の発展がもたらした労働力の再生産費用の増大、すなわち労働力の価値の増大にたいして、広汎な「家族総労働」をその主たる対応策としながら、

まがりなりにも、労働力の再生産をおこなっているという事情を考慮せねばならない。とりわけ、その労働力の再生産が、それぞれの世帯の所得階層に依りて、低所得世帯にいたるほど、より「萎縮せる形態」⁽¹⁾での再生産にとどまる、という事情が考慮されねばならない。ここから、つぎのことが結論される。家族をもふくめて、より「萎縮せる形態」でしか労働力を再生産できぬ低所得階層では、家族就労者もまたその「萎縮せる形態」での労働力の再生産の故に、それに照応した低賃金労働者として労働市場にあらわれざるをえず、しかも、その状態はたえず再生産される、と。

このような低所得階層における労働力の再生産条件は、他方における相対的過剰人口法則の貫徹による労働力の「反撓」と沈下の傾向と結合し、広汎な停滞的過剰人口層を形成する。そのことが、国家独占資本主義の機構と機能や、系列・下請・社外工制度等々を通ずる独占資本の激しい収奪にもかかわらず、中小資本を執拗に残存・再生させる賃労働の側の条件となつていたのであつて、⁽²⁾その意味では、「二重構造の基礎は失なわれた」などと、簡単に言いすぎるわけにはいかない。

(2)ところで、前述するような世帯の所得階層ないし社会的階層と家族就業の関係は、現実にとどのような展開をみせているであろうか。その論証として、ここでは八幡大学清山卓郎氏の調査報告「北九州工業地帯における失業と低賃金労働の実態」(一九六四年五月)に提示されている数字を借用することにしよう。清山氏は、この報告のなかで、中小企業労働者世帯、失対労働者世帯、生活保護世帯について、それぞれ家族就業者の就業内容を追求し、「北九州工業地帯の低所得労働者層における家族就業は一般に低賃金部門にいちじるしく集中している」と結論している。⁽³⁾しかも、同報告は、生活保護層へと労働者階層が下降するにしたがい、家族の就業先もそれに依りて

第18表 家族就業者の手取賃金の性別・賃金階層別分布

(累積比)

賃金階層	男 子			女 子		
	中小金属	失 対	生活保護	中小金属	失 対	生活保護
4,000円未満		4.0		2.9	4.5	7.6
6,000円 "				8.6	9.1	15.4
8,000 "		8.0		22.9	40.9	53.8
10,000 "	3.0	24.0	42.9	40.0	77.3	76.9
12,000 "	18.2	36.0	85.7	62.9	81.8	88.5
14,000 "	24.2	68.0		80.0	90.9	
16,000 "	36.4	80.0	100.0	88.6	95.5	100.0
18,000 "	48.5	96.0				
20,000 "	66.7			91.4		
25,000 "	75.8			97.1		
30,000 "	84.8			100.0		
40,000 "	97.0	100.0			100.0	
40,000円以上	100.0					
平均(円)	18,560	12,710	10,071	10,893	9,202	7,988

(註) 清山卓郎「北九州工業地帯における失業と低賃金労働の実態」p. 34. 1964年2月

低賃金部門ないし職種へ集中していることも、つぎの賃金階層別分布によって示している(第18表)。

この表については、もはや何ら説明を必要とはしないであろう。要するに、私の言いたいことはこうである。独占ブルジョアジーの子弟は、独占ブルジョアジーとして再生産され、労働者階級の子弟は労働者階級として再生産される。しかも労働者階級や小自営業の内部では、さらにその所得階層に照応して、肉体的・精神的に「萎縮せる形態」での労働力の再生産をよぎなくされる結果、低所得階層の子弟は、多くのばあい低賃金労働者として、あるいはまた当初から停滞的過剰人口層として再生産されざるをえないということである。しかも私たちは、最近の経済の高度成長がそのような低所得階層の底辺をなす生活

保護層を、その適格基準の低さと収入認定原則の厳格な適用にもかかわらず、ますます増大させていることを指摘しておく必要がある。すなわち、一九六四年「厚生白書」は、「三七年度についてみると月平均保護世帯数、被保護人員はそれぞれ六二万四千世帯、一六七万四、〇〇〇人と前年度に比し一万世帯、三万人の増加を示した⁽⁴⁾」と記している。

(3)資本蓄積と相対的過剰人口に関する分析をしめくくるにあたり、私はさらに産業循環の局面に関して、一言だけつけくわえておきたい。私が以上であきらかにしたのは、資本蓄積が急速に進行している過程、すなわち、資本による労働者の「吸引」が、その反撓よりも大規模にすすんでいる過程のなかでも、資本による労働者のより大きい吸引は、そのより大きい「反撓」と結びついているということであった。だが、資本主義的生産の発展は、周知のように必然的に産業循環の沈滞期と恐慌を呼びおこさずにはおかないであろう。戦後日本資本主義は、国家独占資本主義のもとで循環の形態が変化せられ、何度かの循環的な低下を経験したものの、これまで、過渡的な上昇過程をつづけてきた。しかし、資本主義的生産の基本的矛盾はとりのぞかれていないばかりか、むしろ深刻に蓄積されつつある。その矛盾は、やがて爆発せずにはおかないだろう。その局面では、資本による労働者の「反撓」が、吸引より大きな規模ですすむ。したがってその局面では、「白書」流の論理と分析は、労働者階級の状態の「改善」や「二重構造」の「解消」について現象の仮象さえふりまわすことはできなくなり、その主張の偽喃性を白日の下にさらすことになるであろう。

(1) マルクス「資本論」第一巻第四章第三節、長谷部訳、日評版第二分冊五七頁。

(2) 独占資本主義の下で、中小資本が残存、再生する資本の側の条件については、拙稿「独占資本主義と中小資本」思想

一九六〇年二月号五二―五三頁参照。

(3) 江口英一氏も東京都足立区の一地域一九八世帯の調査（一九六二年）から同様の結論を出しておられる。江口氏によれば、同地域では、「資本制家内労働者」「單純労働者・下」（一〇―二九人規模製造業被用者・男子・女子全部）「建設職人」「建設以外の職人」（九人以下の手工業者、具体的には仏具師、木彫師、家具製造工等）「浮浪的自営業者」および「使用人」を「不安定階層」とすると、一九八世帯のうち一一一世帯、五六%が、「不安定階層」であったが、これら「不安定階層」の世帯員の就業先は、八五%まで「不安定」階層的職業であった。これにたいし残り八七世帯の「一般階層」では、世帯員の就業先が「不安定」階層的職業であったものは約五〇%であった。江口英一「生活水準・貧困論への反省」経済評論一九六四年二月号。

(4) 一九六四年「厚生白書」一五四頁。

三 低賃金構造の再編成とその方向

生産拡張↓雇用増↓賃金増・格差縮少、こういういわば資本家階級の古典的な論理の上に構築された「白書」式の現状分析が、いかに現象の楯の一面しか見ていないかをあきらかにしてきた。だが、以上の現状分析は、「白書」のいう労働力「不足」問題が、労働者階級にとって何ら問題とするに値いしないと、いわんがためのもではもちろんない。むしろ逆である。労働者階級にとって、当面する労働市場・賃金問題の焦点は、独占資本が、一方では、「白書」流の論理と分析によって「社会的繁榮」の幻想をふりまきながら、他方では、労働力「不足」の問題をテコとして低賃金構造の再編成を強行しようとしている点にあるからである。「白書」流の論理分析が果している役割は、まさに進行しつつあるこの低賃金構造の再編・強化の方向を蔭蔽することにあるといわねばならない。

そこで私たちのまえには、さらにつぎの課題が提起されることになる。労働力「不足」問題は、低賃金構造の再編成とどのようなかわりあいをもっているのか。また低賃金構造は、具体的にどのような方向で再編成されつつあるのか。以下では、もはやその内容を詳細に論ずる余裕はないが、その骨格だけは書きあげておくことにしよう。

A 労働力「不足」問題の位置

すでにあきらかにしたように、今日の労働力「不足」問題の実質は、「過剰労働力は急速に消滅しつつある」といったことではない。独占的大企業による若手労働力の独占が、中小企業における若手労働力の「不足」を呼びおこしたという問題である。にもかかわらず、独占資本とその政府は、なぜ労働力「不足」問題をやかましくとりあげるのか。それにはつぎのような理由がある。

第一、独占的大企業じたいは労働力構成の若返りによって総支払賃金、平均賃金の節約に一定の成果をおさめたものの、他方で、若手労働力の求人難による中小企業賃金の相対的な一時的な上昇さえもが、「開放体制」下で国際市場戦へ乗り出し、帝国主義的復活の道を追求しようとする日本独占資本主義にとっては、負担になってきていること。すなわち、具体的には、系列・下請下の中堅的な中小企業賃金の相対の上昇を一時的にする抑制するために、若手労働力・中年労働力の効率的利用を独占資本としても考えざるをえなくなっている、ということである。

第二、しかも独占的な大企業における労働力構成の若返り政策は、一九六〇年以前までの雇入れ制限による労働力構成の老令化を是正する一時的な政策ではない。年功賃金・終身雇用制を検討しようとする動きからも明らか

かなように、最近の「技術革新」による労働過程の技術的条件の変化に照応した、資本にとっても効率的な労働力構成を、労働力の適切な新陳代謝によって、将来にわたって恒常的に確保しようとする政策である。そのために独占資本としては、将来にわたって若手の低賃金労働力が豊富に獲得されることに、深い関心を示さざるをえない。しかるに予想される現実は、一九六六年以降、新規学卒者の絶対数が減少傾向に転ずることである（第19表）。これは、社会的強制としてあらわれた現代の生活様式と低賃金との矛盾が、勤労者世帯にたいし、前述した家族多就業形態とともにマルサスのな「家族計画」を強制した結果であるが、独占資本は皮肉なことに、この近い将来における搾取材料の不足を、いよいよ心配せざるをえなくなってきた。

第19表 新規学校卒業者就職希望者の見通し（千人）

年 度	合 計	中 学	高 校	大 学
1960	1,338	601	599	138
61	1,192	430	619	143
62	1,455	638	668	149
63	1,698	889	652	157
64	1,543	832	547	164
65	1,652	777	705	170
66	1,778	668	934	176
67	1,730	578	970	182
68	1,689	519	981	189
69	1,578	457	926	195
70	1,492	401	890	201
計	17,145	6,790	8,491	1,864

〔註〕 経済企画庁「国民所得増進計画」

第三、独占的な大企業における労働力構成の若返り政策が、現在の資本主義的「技術革新」のもとではたんに一時的なものではありえず、労働力構成の恒久的な再編成であり、しかも他方に新規学卒労働力の絶対数の減少が予想されるとすれば、中小企業における若手労働力の「不足」は今後も持続してゆくことになる。したがって、中小企業としては、全体としてその労働力構成をひきつづき中高令層へ傾斜させてゆかざるをえない。独占資本としては、こういう全体的な傾向のなかで、いいかえれば、中小企業が安易に若手低賃金労働の大海戦術をとり

えなくなっている条件のもとで、すくなくとも系列・下請の中堅的な中小企業に関して、独占的な高利潤の獲得にとつてもっとも効果的な、恒久的な労働力対策をうちたてる必要にせまられている。

労働力「不足」問題は、本質的には以上にみるように独占資本の執拗な低賃金要求に根ざすものであり、単なる生産に対する労働力人口の伸びおくれといった問題ではない。戦後の低賃金が、その結果として生みだした生産にたいする労働力人口の伸びおくれを、独占資本の利益においてどのように受けとめ、日本の低賃金構造をどのように再編成するか、労働力「不足」問題の本質はそこにあるといわねばならない。

(1) 一九六四年「厚生白書」によると、人工妊娠中絶件数は、一九四九年の二四万六千件から五三年には一〇六万八千件にたつし、以来毎年約一〇〇万件から一一〇万件台を記録している。しかも坂寄俊雄教授は、このほかに統計数字にあらわれぬ中絶件数を年間約一〇〇万件と推定しておられる。

B 低賃金基盤の再編成

私は、日本の低賃金構造というとき、それは低賃金の基盤と低賃金の決定機構という、二つの構成部分を統一した概念であると考えている。現在、独占資本が提起している労働力「不足」問題は、この両者のうち、主として低賃金の基盤にかかわる問題、すなわち低賃金基盤の再編成と強化をはかることを、その目的としているといつてよいだろう。それでは、独占資本とその政府は、労働力「不足」問題をテコとしながら、戦後の低賃金基盤を、どのような政策をもって、どのような方向に再編成・強化しようとしているだろうか。

(1) 第一には、若手労働力の「不足」にたいする当面の措置としての、労働力「流動化」政策がある。それは、さしあたり、二つの方向をとつて低賃金基盤の再編成をはかるうとして思われる。

そのつひは、産業間・規模間・地域間において労働力の流動性を高めるといふ名目で、独占的な大企業、その系列下にある中堅的な中小企業へむけて、若手労働力の集中をはかろうとする方向である。このことは、産業別・規模別・地域別の雇用計画の樹立、大型電子計算機や全国的なデータ伝送網をそなえた労働市場センターの設置等々の施策が、「経済白書」がかかげるつぎのような発想と結びつくとき、どういふ結果をもたらすかを考えてみると、明らかである。「白書」はこういつている。「労働力の給源の底がみえてくれば、生産を高めるためには……生産性の低い部門から、高い部門への労働力の移動が必要になる」と。

いま一つは、中高令層の流動化をその雇用問題の解決を重点的にすすめるという名目で、独占的な大企業における中高令層の排除をさらに容易にしながら、中高令層を労働力「不足」の深刻な小企業へ組織的に投入することである。これは、中小企業の相対的な賃金上昇を抑制するとともに、中高令層問題が社会問題化するのを阻止しようとする方向である。労働省の「新労働政策」はこういつている。「中高年労働者対策として、中高年令者のための適職確保、職種¹⁾の指定、これらの職種に対する若年労働者の就業規制、中高年者の優先採用（政府機関が卒先）などの方法をとる」（傍点筆者、毎日新聞一九六四年六月三日）。若年労働者を「就業規制」しながら、これを生産性の高い部門へ移動させ、その上で中高令者の「適職確保」「職種²⁾の指定」をやるとすれば、これは結局どういふことになるか。中高令層は中小企業へゆけということだし、中小企業は中高令労働者を雇用しろということになる。

(2) 第二に、労働力「不足」に對峙し、低賃金の基盤を再編成するための、より根本的な政策をあげることができるといふ。その一つは、農業にたいする構造「改善」政策であり、いま一つは、中小企業の「近代化」政策である。

いうまでもないことだが、資本主義は農業に二つの任務を課する。その一つは、安い労働力を供給することであり、いま一つは、安い食糧を生産させ低賃金を維持することである。現在の農業「構造」改善政策は、従属的性格を強くきざみこまれたアメリカ余剰農産物の輸入圧力をテコとして、この課題を追求しようとしている。すなわち、それは一方では、家族多就業、零細農耕と賃労働兼業によって辛じて生活を維持する貧農を土地から剝離し、資本の自由な搾取材料として農村から追放しようとしているし、また他方では、一部富農の上向的發展・農業の生産性向上によって、農産物の生産価格を切下げ、賃金を抑制することを期待している。だが、農業構造「改善」政策は、おそらく、結果としては第二の課題は解決しえず、専ら農村における相対的過剰人口の排出口を拡大し、いわば第二の「原始蓄積過程」を再現するにとどまるであろう。なぜなら、農工間の極端な不均等發展と独占の系統的な搾取が激しさをくわえるなかで、富農の上向的發展はすでに頭うちをみせているし、これにたいし政府は、「比較生産性の低いものを輸入する」(六四年「経済白書」五五頁)という方針のもとに、アメリカ余剰農産物の日本侵入を援助し、その圧力をもって低賃金を維持する方向をみせはじめているからである。かくて農業構造「改善」政策は、事実上、農業就業人口の強圧的な切捨て政策としての性格を前面に浮びあがらせるとともに、国民経済の食糧・工業原料の自給基盤を掘りくづす、従属的な農業破壊政策に転化しつつある。

労働力「不足」にたいし、低賃金基盤を再編成しようとする第二の政策は、いわゆる中小企業の「近代化」である。独占資本にとって、その系列・下請下にある中小企業において、若年の低賃金労働力による人海戦術が不可能になったことは、もちろんその限りで、独占の高利潤に影響をあたえざるをえない。中小企業の「近代化」、すなわち系列・下請下にある中堅的な中小企業の技術的「合理化」は、人海戦術の限界を労働生産性の向上、労

働力の節約によって乗りきるとともに、過剰人口プールの維持をはかろうとする政策であるともねばならない。

- (1) 労働省「雇用の現在、見通し、及び政府の雇用対策」（一九六四年五月）、労働省「新労働政策」（一九六四年六月）参照。

- (2) 一九六四年「経済白書」五二頁。

- (3) 井野隆一「アメリカ余剰農産物と日本農業」・季刊経済・一九六四年六月号。

C 低賃金機構の再編成

(1) アメリカ帝国主義に従属しながら、「開放経済」体制のもとで、帝国主義的復活の道をすすもうとする日本独占資本主義は、低賃金基盤の再編成をすすめるのみならず、低賃金構造のいま一つの重要な構成部分である、低賃金機構の再編成と強化をおしすすめている。

すでにみたように資本主義生産の急激な発展と資本の急速な蓄積は、資本主義企業部門における相対的過剰人口の析出規模を拡大するとともに、その流動と転落のテンポを加速化しつつある。くわえて、労働者の家族や小生産・自営業の業主や家族を、ますます広範な規模で賃労働の場に引き出しつつある。これらの諸条件は、低賃金と社会的に強制された現代の生活様式との矛盾を妥協的な方法のみでなく、階級闘争への組織的結集という、積極的な方法で解決しようとする社会的勢力が、ますます増大しつつあることを意味する。したがって、独占資本とその政府は、激化を予想される広汎な労働者の闘争に対峙しながら低賃金を維持するために、賃金決定機構の再編・強化を積極的に提起せざるをえない。

低賃金機構の再編成と強化は、国家独占資本主義の賃金政策の面でも、また個別的な独占的な大企業の面でも

すすんでいるが、その一貫した特徴は、賃金の民主的決定の権利を侵害し、賃金の決定機構を非民主的な内容のものに切り替えることである。黒川俊雄氏をしていわしめれば、「ファシズム的賃金統制を強行しよう」⁽¹⁾ということである。

(2) 第一に、この面で、国家独占資本主義の政策は具体的にどのように展開しているか。

まず、一九四八年七月、「マッカーサー書簡」にもとづく政令二〇一号にはじまる、国家公務員、地方公務員、公共企業体労働者、現業公務員にたいする労働基本権の侵害が今日まで依然として継続しているばかりか、この恥部をおおいかくす「いちじくの葉」として登場した、人事院さえも邪魔物扱いする傾向があらわれてきたことが、指摘されねばならない。その具体策はまだあらわれていないが、たとえば日経連は、人事院勧告が民間の春闘相場にはねかえるという「悪循環は断じて断ち切る」ことを考えるべきだといひ、公務員賃金は超特大企業ともいべき政府自体が自主的にきめるべきだと主張しはじめている⁽²⁾（しかも、労働基本権を剝奪した現状のもとにおいてだ）。

つぎに、全国一律の最低賃金制は確立しないまま、資本家側の一方的な決定に委ねた業者間協定に基く最低賃金の適用拡大が推進されていることが指摘される。「業者間協定に基く最低賃金」が、政府の主張するように本格的な最低賃金制実施のための「社会的経済的基盤を育成する」ものでないことは、すでに広く指摘されてきたところであるが、現在の段階ではこの適用拡大は、中小企業における初任給、賃金の相対的上昇を上から索制する「ファシズム的」賃金統制の一つの道具に転化しはじめている。

低賃金機構の再編に関連するいまひとつの重要な施策は、失業保障を中心とする社会保障制度の確立を無視し

たまますすんでいる、失業対策事業の再編成である。それは、一方では、全日本自由労働組合が闘争によって積み上げてきた失業対策賃金や年末手当の水準(貧弱な現行の社会保障のもとでは、それは日本の全労働者階級にとって、失業にさいして権利として確保された最低生活水準を意味する)を切捨てるとともに、他方では、失対労働者のなかから選別された青・壮年層をより強度の労働を要求する新しい失業対策事業や民間企業に吸収することによって、日本の低賃金機構の最底辺を再編成しようとするものである。⁽³⁾しかもこの再編成は、わが国における唯一の強力な全国的失業者組織である全日本自由労働組合を組織的に解体し、分断する企図とも結びついている。

(3) 第二に、賃金の民主的決定を抑制しようとする動きは、独占的な大企業の内部においても、執拗に系統的にすすめられようとしている。安定賃金制度の採用、職務給の導入がそれである。

長期安定賃金制度。これは公務員・公企体労働者にたいする労働基本権の剝奪に呼応し、民間企業にあつても賃金を民主的に決定する労働者の権利を、すなわち賃金闘争の権利を放棄させようとするものである。それは、資本の側からする労資関係の安定、協調的な労働組合主義への働きかけと、強くからみあっている。

職務給の導入。資本主義的技術革新のもとで年功賃金を残存させながらすすむいわゆる職務給化が、中高令層の排除、その賃金カットに結びついていることは前述した。だが、それだけではない。それは「技術革新」に照応した一連の搾取強化方法の一環として位置づけられている。すなわち、職務給化は、職務分析・職務評価・人事考課の活用、組織・作業管理の合理化、定員の設定、生産統制、予算統制などと結びつくことにより、独占的な大企業における新しい搾取体系の中心環をなしている。しかも企業毎の複雑な職務分析・職務評価・人事考課と結合した職務給化は、賃金の民主的な決定に関しても重大な影響をおよぼさずにはおかない。企業毎に際限な

いほど細分化された賃金と、資本による個々の労働者の一方的な賃金格付けは、企業内において個々の労働者を分裂させるだけでなく、産業部門別の統一賃金闘争を困難にし、賃金決定に関する労働者の民主的権利を大きく制約することによって、労働組合の統一を弱める方向に作用するからである。

(4) 現在すすめられている低賃金構造の再編成の方向については、以上にあげた諸項目について、本来もっと詳細に論ぜられるべきである。また、失業保険の支給条件の変更(勤務六ヶ月から一年へ)、国家による児童手当支給票など、さらにつけくわえ検討されねばならぬいくつかの項目も、その後、登場している。だが、当初の主題からすれば、ここでそこまでふみこむ必要はないであろう。要するに、ここでは、日本の低賃金は、経済の「高度成長」による過剰労働力の喪失により、その存立条件をうしないつつあるという議論にたいし、過剰労働力の喪失は現象の仮象にすぎず、むしろより拡大された規模で相対的過剰人口の析出はすすんでおり、なおかつ低賃金構造の再編・強化がすすめられているということを指摘できれば、それでさしあたり充分だからである。

(1) 黒川俊雄氏は、最近の低賃金構造の再編成に関し、賃金の決定機構の再編成を重視し、その性格を「ファシズム的賃金統制」と規定している。詳細は、黒川俊雄「日本の低賃金構造」(一九六四年四月)三七一—四二二頁。

(2) 「日経連タイムス」一九六三年一〇月二四日号。

(3) 大木一訓「新たな『失業対策』の性格をめぐって」、経済評論一九六四年二月号。

結びにかえて

以上は、一九六四年「経済白書」や「労働白書」の労働市場や賃金に関する主張を、直接に批判することをその目的としたわけではない。ただ経済が「成長」すれば「完全雇用」が達成され、低賃金もまた解消されるとい

った「白書」流の論理が、その現状分析においてどのような限界をもち、また客観的にどのような階級的役割をなうことになるかを、私なりの現状分析によってあきらかにしたにすぎない。

すでにみたように「白書」流の論理と現状分析は、資本制蓄積の一般法則の貫徹を正しく把握していただけでなく、もともとそうした把握を目的にもしていないように思われる。むしろそれらの論理と分析は、一方では資本制蓄積の一般法則の動かしがたい貫徹を蔭蔽しながら、他方では、独占資本とその国家によってすすめられている低賃金構造の再編・強化の方向について、労働者階級の眼をそらさせることをその目的としているといわざるをえない。主観的にはどうあろうと、すくなくとも客観的には、そのような階級的な役割を果しているというほかはない。

ところで、私なりの現状分析に関していえば、現代の資本主義のもとでいわゆる窮乏化法則をどのように理解するのかといった、労働者状態を把握するにあたっての前提ともいえるべき理論的諸問題について、十分な展開をここではしめすことができなかった。またすでにふれたように現在の低賃金構造の再編成の方向についても、さらに分析を深めるという課題がのこされている。これらの課題についてはさらに研究を深め、また別の機会にまとめたいと考えている。